



やまぐちで暮らし、やまぐちで働こう！

＼ 東京の大学生のみなさんへ ＼  
山口県へ就職・移住する  
大学生を応援します！

令和6年度  

山口県内企業の選考面接の  
交通費として2万円を支援

令和7年度 

交通費支援を受けた学生の  
山口県への引越し費用を支援

制度の詳細は裏面をご覧ください

※本支援については、国の制度を活用したものであり、成立した各年度の国の予算の内容に応じて、事業内容等の変更があり得ることにご留意願います。

↓山口県の企業検索はアプリから！

ぶちエエやまぐち！  
就職アプリ



App StoreまたはGoogle playで



# やまぐち地方就職学生支援事業のご案内

## I. 支援対象者

本部が都内にある大学の東京圏(※1)にあるキャンパス(※2)に原則として4年以上在学する卒業年度の学部生(申請時)であって、山口県内の市町に移住・就職する方。

※1 東京圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を指します。

※2 対象キャンパス <https://www.chisou.go.jp/sousei/pdf/campus.pdf>



## II. 補助対象となる移住先

山口県内の市町。

- 本事業は山口県と各市町が連携して実施しています。移住先の市町が本事業を実施しているかについては、当該市町にお問合わせください。
- 勤務地と移住先が山口県内である必要があります。
- 各市町が取り組む奨学金返還支援の対象となる場合もありますので、移住先の市町に要件などを予めご確認ください。

## III. 補助額

①就職活動に関する規定(※4)に沿った活動(6月1日以降の選考面接)に要した交通費2万円(定額)。

ただし、山口県以外の地域で実施された場合には交通費の実費の2分の1と2万円のいずれか低い額を支給。

②上記の交通費支援を受けた学生が、実際に山口県に移住する際にかかる移転費【令和7年度予定(詳細未定)】。

※4 「2024年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」(令和4年11月30日就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議)を要確認。

IV. 申請受付 ※受付期間は移住先の市町にお問合わせください。

令和6年10月1日(月)以降の正式な内定(※4)後に申請ください。

V. 申請に必要な書類等 ※詳細は移住先の市町にお問い合わせください。

- ・申請書(当該市町へ移住する意向の宣誓)
- ・就職先企業による証明書
- ・在学証明書(原本)
- ・交通費の領収書 等

## お問合せ先



山口県PR本部長  
ちよるる

◆山口県労働政策課  
雇用・労働企画班  
山口県山口市滝町1-1  
TEL 083-933-3254

◆移住希望先市町の移住担当課

◆やまぐち暮らし東京支援センター  
東京都千代田区有楽町2-10-1  
東京交通会館8階 ふるさと回帰支援センター内  
TEL 03-6273-4887

※詳細は、山口県労働政策課ホームページをご覧ください。  
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/86/252130.html>

